年　　月　　日

（宛先）伊勢崎市長

地方就職学生支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

　伊勢崎市地方就職学生支援事業補助金の交付を受けたいので、伊勢崎市補助金等交付規則第４条の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

１．申請者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 生年月日 |
| 氏　　名 |  | 年 　月 　日 |
| 現住所 | 〒 | 電話番号 |
| 　 |
| 移住前住所(学生時の住所) | 〒※在学中の申請の場合は記入不要 |
| メールアドレス |  |  |
| 大学又は大学院名 | 　 | 学部名 |  |

２．就職活動訪問先（交通費の申請をする場合のみ記入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訪問先 | 企業名 | 　 |
| 所在地 | 　 |
| 面接・試験日 | 　　年　　月　　日 |
| 内定日 | 　　年　　月　　日 |
| 就業開始(予定)日 | 　　年　　月　　日 |

３．就業先（移転費の申請をする場合のみ記入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 就業先企業 | 企業名 | 　 |
| 所在地 | 　 |
| 就業開始日 | 　　年　　月　　日 |

４．移動経路（往復）（交通費の申請をする場合のみ記入）

移動日　　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 交通機関の名称 | 出発地 | 到着地 | 費用 | 就業先企業からの支給額 |
| （バス停名・駅名・空港名など） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合計 | （Ａ） | （Ｂ） |

**交通費の申請額**

①就職活動の実施場所が群馬県内の場合（企業からの支給なし）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　**申請額**６，０００円（Ｄ）

②就職活動の実施場所が群馬県外の場合（企業からの支給なし）

　（Ａ）　　　　　　×1/２＝　　　　　　（Ｃ）

　　　　　　　（Ｃ）と６，０００円のどちらか少ない額

　　　　　　　→**申請額**　　　　　　（Ｄ）

③企業からの支給がある場合

【１２，０００円―　　　　　　（Ｂ）】×１/２

＝**申請額**　　　　　　円（Ｄ）

※算出された額の１００円未満は切り捨て

５．移住に係った運送費用（移転費の申請をする場合のみ記入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日付 | 移住するために利用した方法(引越業者、レンタカーなど) | 費用 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合計 | （Ｅ） |

**移転費の申請額**

　　　　　　（Ｅ）と６６，０００円のどちらか少ない額

　　　　　　　　　　→**申請額**　　　　　　　（Ｆ）

※算出された額の１，０００円未満は切り捨て

**（Ｄ）＋（Ｆ）の合計額　　　　　　　（円）交付申請額及び実績報告額**

６．各種確認事項（該当する方に〇を付けてください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 以下の「伊勢崎市地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | Ａ | 誓約する。 |
| Ｂ | 誓約しない。 |
| 伊勢崎市地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項１　伊勢崎市地方就職学生支援事業補助金に係る報告、調査等について、伊勢崎市から求められた場合は、速やかに応じます。２　交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合において、伊勢崎市地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、当該各号の区分に応じ、当該補助金の全額又は半額を返還します。⑴　全額の返還　次のいずれかに該当する場合ア　虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。イ　就業開始日前（在学中を含む。以下同じ。）に就職活動に係る交通費を申請した場合において、申請日から１年以内に本市に転入しなかったとき。（ただし、申請日に既に本市に住民票がある場合を除く。）ウ　就業開始日前に就職活動に係る交通費を申請した場合において、申請日から１年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかったとき。エ　就業開始日から１年以内に要件を満たす就業先を辞したとき。（ただし、退職日から３箇月以内に群馬県内の別企業に就職する場合を除く。）オ　本市への転入日から３年未満に市外へ転出したとき。ただし、就業開始日前に住民票を本市から移していない者については、要件を満たす就業先への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年未満に市外へ転出したとき。⑵　半額の返還　本市への転入日から３年以上５年以内に市外へ転出したとき。ただし、就業開始日前に住民票を本市から移していない者については、要件を満たす就業先への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に市外へ転出したとき。３　暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有する者ではありません。 |
| 以下の「伊勢崎市地方就職学生支援事業補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | Ａ | 同意する。 |
| Ｂ | 同意しない。 |
| 伊勢崎市地方就職学生支援事業補助金に係る個人情報の取扱い　市は、伊勢崎市地方就職学生支援事業補助金の事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。　また、市は、当該個人情報について、群馬県又は他の都道府県等において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供又は確認する場合があります。 |
| 申請日から５年以上継続して伊勢崎市に居住する意思について（ただし、就業開始日前に交通費を申請する場合は、就業開始予定日から５年以上継続して伊勢崎市に居住する意思について） | Ａ | 意思がある。 |
| Ｂ | 意思がない。 |

※各項目について、「Ｂ」に〇を付けた場合は、補助金の交付対象とはなりません。

７．添付書類

⑴　交通費を申請する場合は次の書類

　ア　写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）の写し。ただし、申請者が外国人の場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写し

　　イ　移住元の住所を確認できる書類（住民票、住民票の除票、賃貸住宅の賃貸借契約書等）

　　ウ　就業開始日前に申請する場合は、次に掲げる書類

（ア）　在学証明書（学年の記載があり、卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に学年の加筆及び押印(公印)があること）又は卒業等証明書

（イ）　内定証明書（様式第２号）

（ウ）　交通費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）

　　エ　就業開始日後に申請する場合は、次に掲げる書類

（ア）　住民票（記載事項に省略のないもの。ただし、個人番号（マイナンバー）を除く。）

（イ）　卒業等証明書

（ウ）　就業証明書（様式第３号）

（エ）　交通費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）

⑵　移転費を申請する場合は次の書類

　ア　写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）の写し。ただし、申請者が外国人の場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写し

　　イ　移住元の住所を確認できる書類（住民票の除票、賃貸住宅の賃貸借契約書等）

　　ウ　住民票（記載事項に省略のないもの。ただし、個人番号（マイナンバー）を除く。）

　エ　就業証明書（様式第３号）

　オ　卒業等証明書

　　カ　移転費が確認できる書類（領収書及び明細が分かるもの）